

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 9 月 6 日現在

機関番号：13201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380004

研究課題名(和文) 土地法における法の支配の改善が社会発展に与える影響に関する開発法学的研究

研究課題名(英文) Law and Development Study on Impact of Improvement of Land Law on Social Development

研究代表者

雨宮 洋美 (AMEMIYA, Hiromi)

富山大学・経済学部・准教授

研究者番号：90401794

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)： 科研(B) [187030004]によるアフリカの実態調査に基づきアジア特にはモンゴルの土地所有制度を調査した。アフリカで失敗に終わった遊牧民に対する定着化政策は、モンゴルに影響を与え、急激な定着化・個人所有権の確定というやり方は踏襲されていないものの、現在は国際援助ドナー主導のプロジェクトによるコミュニティベースの自然資源管理という名目により実質的な牧地に対する個人的所有権確定がなされている。結果、牧畜スタイルは大きく変容させられ、エコシステムにも変化をもたらし、プロジェクトに含まれていない牧民等との間の軋轢が生じている。持続可能な社会の在りようを所有権問題および環境問題より考察する。

研究成果の概要(英文)： Based on (B) [187030004], in particular Asia studied the land ownership system of Mongolia. The policy of settling for nomads who failed in Africa has influenced Mongolia and has not followed the way of establishing sudden settlement and individual ownership, but now it is based on community-based projects led by international aid donors Personal ownership of substantive pastures is confirmed by the name of natural resource management. As a result, the pastoral living style and pastoral style were transformed greatly, and the ecosystem that was kept by the existing nomadic style also changed, causing conflict with pastoralists etc. not included in the project.

研究分野： 開発法学、法社会学、比較法

キーワード： 慣習法 開発 土地所有権 土地改革 持続可能な社会 多元的法体制

1. 研究開始当初の背景

土地権原の確定・登記システムがもたらす経済効果に関しては、世銀やアメリカ USAID による融資条件の一環としての法改革プロジェクトとともにすでに多くのアジア・ラテンアメリカ・カリブ諸国・アフリカ諸国に関する調査報告は存在していた。

しかしながら、従来の研究では比較基準、検証方法、時期などが様ではないため、あいまいな点が多く、多様な対象を統一的基準で比較することを試みる必要があるであった。

(1) アフリカについては、平成 18 年～20 年度科研若手研究(B) [187030004] 「タンザニアにおける土地所有権 法規定と土地市場の実態の比較」(富山大学、研究代表者、339 万円)において固有の文化・慣習法により成立つタンザニアの土地所有権の実態について、村における調査に基づき農村における多様、柔軟でかつ慣習に則っている土地の営みを明らかにした。また、研究分担者となっている平成 18～21 年度科学研究基盤研究 A 「アフリカ熱帯森林帯における先住民社会の周縁化に関する比較研究」[18251014] (富山大学、研究分担者 3,425.6 万円)により、世界で最も少数のエスニック・グループの狩猟採集民の慣習的土地利用とマジョリティである農耕・遊牧民である他グループとの間にある土地をめぐる紛争とその実態を明らかにし、一律に近代的土地所有を適用することがその民族が事実上消滅するといえるほど文化・社会に多大な影響を与える可能性を明らかにした。

(2) 平成 19 年 11 月には国際開発学会でミニ・セッション「法改革と経済発展への開発法学的アプローチ 所有権制度を中心にして」を研究代表者が企画した。同企画において総論的観点から、所有権制度元来の含意と射程範囲を再確認したうえで所有権と経済成長に関する従来の諸学説を批判的に分析し、方法論の再検討を行い、各論的観点から、土地所有権制度を取り上げ、私的所有権のフォーマル化が経済発展を促進、または阻害することになる原因ないし前提条件を分析し

た(研究代表者)。

他方、所有権制度の障害要因とされる、汚職・レント・シーキングのメカニズムと背景を探り、所有権制度の導入プロセスにおいてどのように取り組むべきかを検討した。同セッションにより開発においては所有権制度(とくに土地の私的所有権)の導入が重要であるとの認識が広まる一方で、所有権と発展(経済成長など)との因果関係については議論が対立している実態を明確化した。上記既存の研究を踏まえ本件研究では開発のコンテキストにおいて「所有権」はどのようなものとして捉えられるべきものであるのか、「法と開発」研究ないし開発法学においてどのような意味をもちアジア、アフリカ諸国の事例を取り入れ実践に応用できるのかについて明らかにする。

2. 研究の目的

開発においては所有権制度(とくに土地の私的所有権)の導入が重要であるとの認識が広まる一方で、所有権と発展(経済成長など)との因果関係については議論が対立している。所有権と発展との因果関係を探求する前提問題として、そもそも「所有権」制度とは何かという問いへの解答が十分に突き詰められず、曖昧な形で放置されたまま、その上に議論が展開されてきた感がある。《所有権と発展》問題について検証すべき仮説を提示するためにも、所有権の内包と外延を明確にしてから議論を始める必要がある。そうしないと、発展に通じた、あるいは発展を阻害した、所有権制度ないしその構成要素がどの点にあったのかが突き止められない。その結果、開発のプロセスにおいて所有権がなぜ、どの程度、どのような段階で重要なのかも解明できない。この問いへの解答は、開発における制度改革の順序やペースの調整を検討するうえでも、有益な情報を提供する。所有権のある特定の内容をもつまとまりの制度として捉えると、その形態はきわめて多様にみえる。したがって、《所有権と発展》との因果関係を分析し、検証することを可能とする程度まで、所有権制度の分析枠組を明確にする必要がある。なお、日本における開発法学のパイオニア安田信之教授は所有権制度導入が特に社会主義体制からの移行国において重要な課題としつつも詳細には触れておらず、またアフリカについても扱っていないことから(安田.2005)本応募研究課題は開発法学において残された課題への取り組みと位置づけられる。

本研究は法制度が社会の開発・発展にどのように寄与しうるか、という問題に関する開発法学的研究の一環として、社会発展に寄与しうる土地所有制度の形態とその前提条件を検証しようとするものである。土地に対す

る安定的な所有制度の確立が土地を担保にした金融を促進する結果、土地取引の活性化がはかられ国家財政が安定し福祉が充実する、という因果関係が果たして存在するかどうかを検証する。しかし、仮に上記の因果関係が存在するとしても、一定形態の土地所有制度を導入すればただちに効果が現れるとは限らないことから、その場合には、それらが効果的に機能し、上記の因果関係が発現するために最低限必要不可欠な前提条件が何であるかを解明する。

3. 研究の方法

法制度が社会の開発・発展にどのように寄与しうるのか、土地所有権制度の各国事情、土地所有権整備に係る各国の実態を調査・分析することを通じ社会発展に寄与しうる土地所有権制度の形態とその前提条件とは何かを明確化する。

具体的には、アジア（日本を含む）・アフリカの土地所有権の多様性を、法社会学、比較法学、開発法学の手法を用いて把握するためにフィールド調査を行ない、調査結果を分析することを計画した。

4. 研究成果

所有権の問題は当然に民法の領域であるが、他国の制度、法整備支援も射程に入れた研究として法社会学、比較法学、開発法学、国際開発、開発経済の手法、また各国固有の文化・慣習等も考慮した理解が必要なため、歴史的考察も必要であった。しかし、これまではこれらを横断的に包括した本研究に該当しうる従来の文科・細目区分はない。昨今、各大学とともに法務省、JICA を含む日本政府・援助実施機関も法整備支援に本格的に取り組みはじめており、密接に関連する所有権と開発の問題に取り組む革新的・独創的な内容は学術的関心のみならず実務的な視点からの強い要望に応えるものである。

上記 1. の既存の研究を基に、所有権制度の分析は、「法と開発」研究ないし開発法学においてどのような意味をもつのか、今後どのように理論分析され、実践に応用されうるかを示すことは、学術的意義とともに

法と開発の実践の場である法整備支援において大いに活用されることが期待される。上記 1. の既存の研究成果を踏まえ、本研究ではさらに海外の協力者とともに実態的な研究を取り入れることが可能となった。

(1) 研究の主な成果

先行研究によるアフリカ・タンザニアにおける村、農地に対する慣習的権利を制定法化の規定として認定する試みを通じて導き出された結果を出発点としている。農耕・半農耕・半牧畜を生業とする国民にとっては、慣習的に認定されてきた権利を制定法化の権利として具現化することは、実態に即した試みであるという評価がされる。タンザニアの生業は農業であり、農業を生業とする村人の慣習的権利を制定法上で認定することは極めて現実的であるが、他方で、遊牧民や狩猟採集民といったマイノリティ部族を排除することになる。そして、村に所属しなければ村の土地の慣習的権利を認めないという法規定は、狩猟採集民等の民族アイデンティティの変化を強いる結果をも導き出している。

また、アフリカの遊牧民に関しては、過去には国際機関が、西洋をモデルとした定着型の牧畜を推奨し、教育や医療等の多様なセクターを動因して協力的な定着化政策を展開した。タンザニアにおける遊牧民の生活スタイルは大きく変容させられ、ほぼ定着型の牧畜スタイルへと移行させられ、民族アイデンティティの変容をもたらしたといえるが、究極には個別の土地所有権を目指したこれらのプロジェクトは総じて失敗と言わざるを得ない評価をされてはいる。

こうしたアフリカで失敗と評価された遊牧民の定着化、土地所有権の個別化プロジェクトは、自然資源管理、コミュニティ・ベース、というキーワードを伴いモンゴルの遊牧民に対して強い影響を与えている。先行研究の考察を生かし、現在、モンゴルでどのような土地政策が行なわれている。今回の研究により、遊牧民社会にどのような影響が与えられ、今後どのような展開をしていくのか、遊牧民社会に適した所有権規定とはどのようなものが想定されるのか、をモンゴルをケースとして考察することができた。

2016 年度にはモンゴル現地における研究協力者の強力な協力を通じ、通常は困難なモンゴルにおける土地法および関連法（牧地法草案進捗状況等）のフィールド調査を実施できた。その結果、憲法改正をも視野に入れた牧地方案はいまだに一部により推進されようとしているが、環境のよい牧地とそうでない牧地の差が激しいモンゴル国内においては、いまだ統一した案の策定には至っていないことが明らかとなった。しかしながら、2012 年以降、モンゴル政府による大規模な牧民調査が行われた結果、牧地の保全のためには牧

地の所有も射程にいった法制度に対するニーズがあることも確認された。

また、ミレニアム・チャレンジのような、国際機関のドナーが実施している牧地におけるコミュニティベースの自然資源管理と題されるプロジェクトの実施により、本来禁止されている牧地上における土地所有権を実質的に認定されている事実が横行していることは、特筆すべきことである。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

学際的、分野横断的に法学および開発の問題を研究しているオーストラリア国立大学(ANU)の研究機関のRegnetにおいて、科研の最終成果報告を行なうことができた。ANUのDr. Wqiにコメンテーターをお願いし適切なコメントを得たほか、出席した多数の研究者より貴重な質問や提案をいただいたことは大きなことであった。日本国内はもちろんのこと、モンゴル研究所やRegnetといった途上国の開発過程における法的問題を検討する研究機関を構え、歴史的コンテキスト、日本との比較では研究が進んでいるANUにおいても、ごく最近問題となってきた土地改革、土地所有権の問題についての法学的見地からの研究は十分とはいえない。そのような状況をふまえ、学際的な法学研究を世界的にリードしているANUにおいて成果報告をし、科研による研究結果を報告できた意義は大きい。

(3) 今後の展望

特に、モンゴルに先行して牧地における所有権改革を実施した内モンゴルの事例を研究し、今まさに変革のときを迎えているモンゴルの事例と比較考察することは必須であろうと考えられる。特に内モンゴルでは、重金属汚染による牧地への影響が深刻化している。土壌汚染、環境汚染の問題は、土地の権利の問題と非常に密接であり、大きな影響を与えるため、今回の科学研究ではカバーできなかった環境汚染、土壌汚染、人々の健康という視野を入れた研究へと発展させていく必要があることが判明した。牧地法の動きは、憲法改正、他の関連法規との関係とともに今後もどのような帰結へと向かっていくのか、注視していく必要がある。特に、憲法とそれに則った土地法では禁止されている牧地に対する個人的な土地所有権が、コミュニティベースの自然資源管理という名目のもとに事実上先行して認められている事実は重大である。

さらに内モンゴル以外で、特にヨーロッパ諸国において法改革の中で変化していった牧民に対する草地の権利の事例からは学ぶところがあるものと思われる。ヨーロッパ諸国において、遊牧民であった原住民がいかにして近代法規定下に取り込まれていったの

かを丹念に考察する作業が必要である。

以上、今後は内モンゴル、ヨーロッパ諸国における遊牧民の土地の権利の態様を比較考察し、遊牧民社会にふさわしい土地所有権の形態の提案をすることを目標とする。これらの今後の課題を検討した結果、それぞれの固有な文化・慣習・歴史をもつ持続可能な社会のためにはいかなる土地所有権の在りようが求められるのか、最終的に理論化することを長期的な展望とする。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1 件)

雨宮洋美、『アフリカの土地所有権-タンザニアを事例として <総説>』
「富山大学地域生活学研究2014年第5巻」2014年、pp.28-41。査読有

[学会発表](計 8 件)

Amemiya, Hiromi, Land Law Reform Issues in Mongolia: a law and society perspective, Innovation Seminar, School of Regulation and Global Governance, College of Asia & the Pacific, Australian National University, 2017年3月30日、キャンベラ(豪州)

Nakamura, Masaki, Land Law Reform Issues in Mongolia: a law and society perspective, Innovation Seminar, School of Regulation and Global Governance, College of Asia & the Pacific, Australian National University, 2017年3月30日、キャンベラ(豪州)

Amemiya, Hiromi, Current Issues of Itai-itai Disease for Sustainable Society from the Perspective of Commons, East Asian Law and Society Conference, 2015年8月、早稲田大学、東京(日本)

雨宮洋美、『モンゴルの家族経営体を中心とした農用地に関する法社会学的調査報告 農用地の権利と土地法改革 野菜耕作の事例』アジア法学会研究総会、2014年11月、西南学院大学(博多)。査読無

榎澤能生、『モンゴルの家族経営体を中心とした農用地に関する法社会学的調査報告 農用地の権利と土地法改革 小麦耕作の事例』アジア法学会研究総会、2014年11月、西南学院大学(博多)。査読無

Amemiya, Hiromi, Difficulty in the Implementation of Land Law Reform, ISA World Congress of Sociology 2014 In Yokohama,

Japan.2014年7月 査読有

— Amemiya, Hiromi, Difficulty in the Implementation of Land Reform in Africa: The Case of Tanzania, The Law and Society Association (Minneapolis, USA), 2014年5月。査読有

— Amemiya, Hiromi, Assistance with the Arrangement of Land Acts in Tanzania - With a central focus on changes in Land Policy at the World Bank, The Law and Society Association (Boston, USA), 2013年5月。査読有

〔図書〕(計 6 件)

— 雨宮洋美、旬報社『講座 アジアの法整備支援 第1巻 総論』、2017年刊行予定。査読無

— 雨宮洋美、旬報社『講座 アジアの法整備支援 第5巻 モンゴル』、2017年刊行予定。査読無

— 雨宮洋美、能登印刷出版部『イタイイタイ病と教育 公害教育再構築のために』、2017年、全340頁。査読無

— 上村明、「ポスト社会主義モンゴル国牧畜部門における開発プロジェクトと土地改革」ボルジギン・スフレ編『日モ関係の歴史、現状と展望 21世紀東アジア新秩序の構築にむけて』風響社、2016年。Pp.155-179。査読無

— 雨宮洋美、文眞堂、『世界の法律情報 -グローバル・リーガル・リサーチ-』、2016年、全374頁。査読無

— 上村明、『土地制度の歴史と現在』「モンゴルの牧畜におけるコモンズ」(藤田晃・幸田良介・草野栄一・加藤聡史編[環境人間学と地域]『モンゴル草原生態系ネットワークの崩壊と再生』京都大学学術出版会、2013年。査読無

〔その他〕

ホームページ等

最終成果報告のセミナー(2017年3月30日、オーストラリア国立大学において RegNet と Mongolia Institute との共済で実施)の告知がオーストラリア国立大学の HP にアップされ、内外からの多数研究者の参加により行なわれた。

<http://regnet.anu.edu.au/news-events/events/6722/land-law-reform-issues-mongolia-law-and-society-perspective>

6. 研究組織

(1) 研究代表者 雨宮 洋美 (AMEMIYA, Hiromi)

富山大学・経済学部・准教授

研究者番号: 90401794

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

中村 真咲 (NAKAMURA, Masaki)

名古屋経済大学・経営学部・教授

研究者番号: 50402392

糊澤 能生 (KURUMISAWA, Yoshiki)

早稲田大学・法学学術院 法学部・教授

研究者番号: 40139499

箕輪 靖博 (MINOWA, Yasuhiro)

福岡大学・法学部・教授

研究者番号: 60309739

上村 明 (KAMIMURA, Akira)

東京外国語大・外国語学部・研究員

研究者番号: 90376830

(4) 研究協力者

TAILOR, Veronica

Professor, School of Regulation and Global Governance (RegNet), College of Asia and Pacific, Australian National University

FORSYTH, Miranda

Assistant Professor, School of Regulation and Global Governance (RegNet), College of Asia and Pacific, Australian National University

LI, Narangoa

Professor, Mongolia Institute, School of Culture, History & Language, College of Asia and Pacific, Australian National University

Wuqiriletu, Uchralt

PhD. Student, Mongolia Institute, School of Culture, History & Language, College of Asia and Pacific, Australian National University

